

令和8年5月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 穂積 昌信

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	藪塚地区【大原町・六千石町・大久保町・藪塚町・山之神町・寄合町】 (新星、杉塚、寺下、中原、西ヶ原、西野、山之神、寄合、台、滝之入、湯之入、三島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月28日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は畑作地帯が広がっており、土地改良事業が行われていることから畑地灌がい用水を利用した小玉すいかやほうれん草の生産が盛んである。地区には比較的若い担い手が多く、現状空いている農地は少ない。しかし、小玉すいかにおいては農業者の高齢化によって生産が難しくなっており、年々生産する農家数が減少してきている。また農地転用により農地が減少し続けており、宅地と農地の混在化が生じていることで堆肥や農薬の臭い等による苦情が頻発し、営農に支障が生じているケースもある。

東武桐生線の東側は大半が水田であり、十分な集団性が保持されている一方で、区画が小さく作業効率が良くないため自家消費的な生産にとどまっている例が多い。また水田においては新たな担い手が不足する中、大手の農家ができなくなったときに、耕作放棄地が一気に増加することが懸念される。

乳用牛及び肉用牛の複合経営による酪農業も盛んであるが、後継者不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めることで農業上の土地利用を確保しつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保する。また、担い手への農地の集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

生産コストの高騰に対し農産物の価格が低い中、農地の大区画化等の生産条件を改善することで、コストを軽減した生産ができる方法を検討する。

今後、耕作放棄が危惧される農地については、その付近で耕作している規模拡大可能な農業者へ情報伝達する仕組みを確立し、継続的に農地が利用される体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	903 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	903 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
 以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。  
 (令和7年5月12日開催)  
 ・藪塚町1924-1、1924-3、1924-5、1927-1、1927-2、1927-3、1927-4、1927-8、1927-9、1927-16、1927-21、1927-23、1980-1  
 (令和7年9月12日開催)  
 ・大原町1115-3、1131-1、1131-2、1131-3  
 (令和7年11月14日開催)  
 ・大原町1314-2、2368-1、2368-2、2369-1、2370-1  
 (令和8年3月26日開催)  
 ・大原町2230-2  
 (令和8年5月28日開催)  
 ・六千石町102-7

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】